

鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取県公共事業評価委員会  
会 長 小野達也

平成 1 9 年度公共事業の事前評価について（答申）

鳥取県公共事業評価委員会では、平成 2 0 年 2 月 1 日付けで国道 1 7 8 号岩美道路の事前評価の諮問を受け、その妥当性について審議しました。

その結果、示されたのは大まかな計画であることから、今後詳細なルートを決めるに当っては自然環境等への影響を十分に検討することを前提に、諮問された計画案が妥当と判断しました。

なお、本事業についての審議の概要及び付帯意見は下記のとおりです。付帯意見につきましては、本事業のみならず継続中の全ての公共事業においても、留意していただければ幸いです。

## 記

### 1 審議の概要

示された他のルート案は、住宅への影響、利用者の利便性、あるいは事業費の面で大きく劣り、総合的に判断すると、県が適当と判断したルート案が妥当ということについては異論が無く、道路の規格等についても特に意見はなかった。

なお、審議の過程での特記すべき意見は次のとおりである。

- ・比較検討の対象とするルート案は現実的なものであるべき。また、3案だけでなく、より多様なルート案を示し、その比較検討結果を説明すべきである。
- ・トンネルが生態系へ与える影響についての研究の蓄積が未だ十分でないこともあるが、全般的に生態系への影響を過小評価しているように思われる。
- ・特定の希少種に注目するだけでなく、より包括的な生態系の保全にも留意すべきである。
- ・観光面での便益も重要であり、より詳細に検討すべきである。

### 2 付帯意見

複数の案の比較に当っては、検討する項目をより細かく区分すべきである。

本事業を例に取れば、

- ・切土量、景観、生態系への影響などは本来別のものであり、ひとくくりに環境とするのではなく、分けて分析・評価すべき。
- ・インターチェンジを境に道路の性格や地形が変わる場合、全区間をまとめて評価するのではなく、区間ごとに分析・評価すべき。